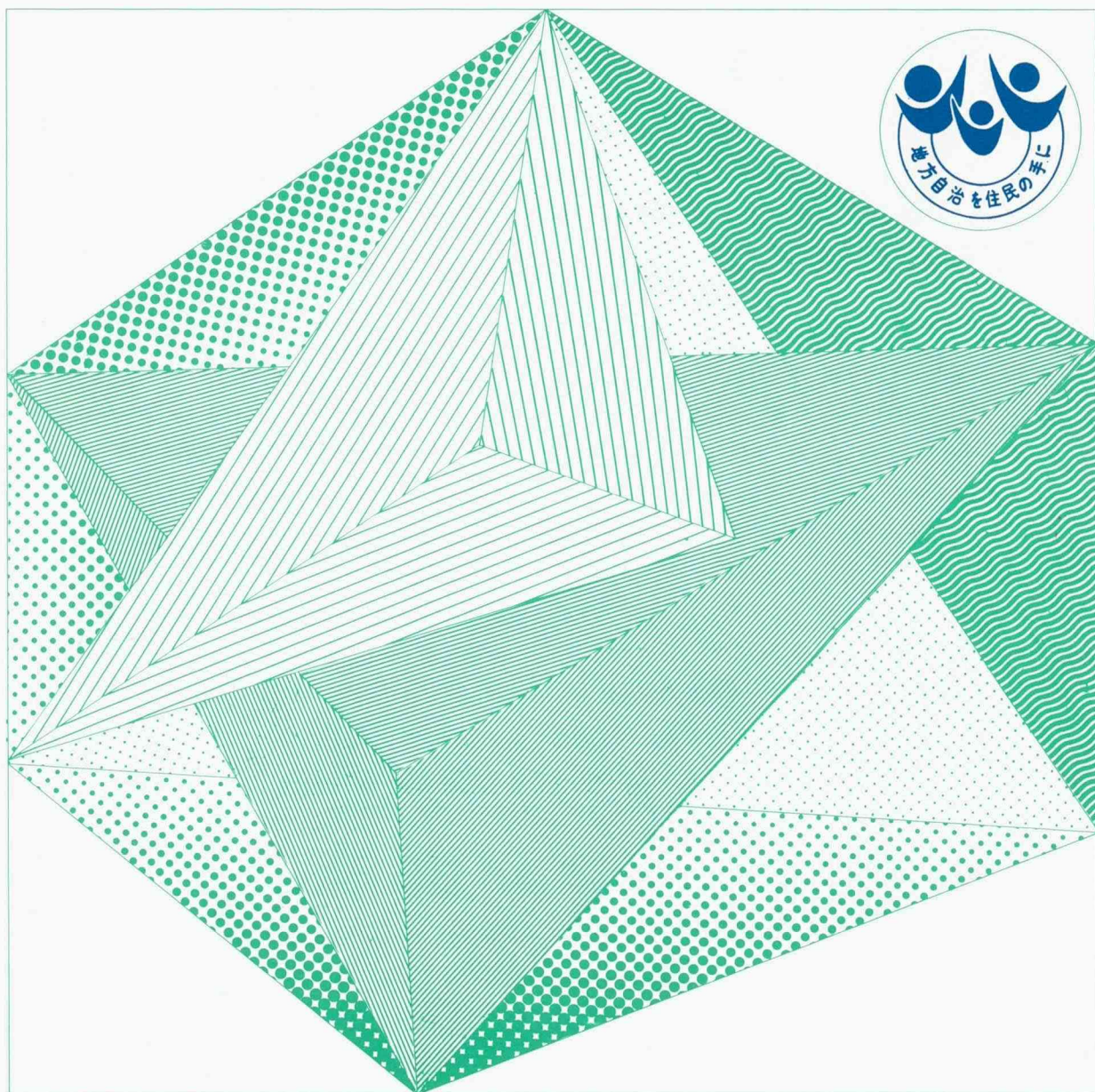


自研 かながわ

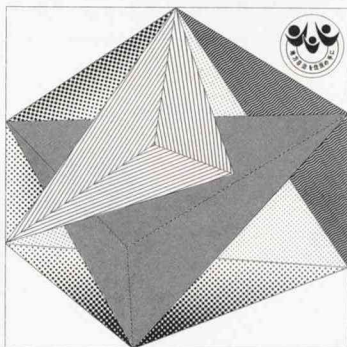
1991

6

No.29 (通算93) アメリカの障害者自立生活活動と私たち



社団法人神奈川県地方自治研究センター



もくじ***CONTENTS

「アメリカの障害者自立生活運動と私たち」 講演記録編集にあたって	1
障害者の草の根運動からADAの署名まで	3
マイケル・ウインター	
ADAは社会を変えるーADAの解説ー	6
マーガレット・ジェイクソン	
質疑応答	15
資料・用語説明	21
解説1 ADA「障害を持つアメリカ国民法」の成立	23
資料 「障害者に対する差別は法を犯すことだ」 アメリカ労働総同盟(AFL・CIO).....	26
解説2 ADAに至る障害者関連立法の経過	28

「アメリカの障害者自立生活運動と私たち」

1. マイケル・ウインター
障害者の草の根運動からADAの署名まで
2. マーガレット・ジェイコブソン
ADAは社会を変える－ADAの解説－

この講演記録はつぎのようなテーマ、日時、会場、主催、後援、協賛で開催された講演と討論の集いにおける、マイケル・ウインターさんとマーガレット・ジェイコブソンさんの講演の記録です。

講演と討論 「アメリカの障害者自立生活運動と私たち」

Conference on the Independent Living Movement of the Disabled
in the United States

開催日時 1991年5月8日(水)午後2時～5時

開催場所 湘南台文化センター ホール

主 催 県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会
神奈川人権センター
神奈川県地方自治研究センター

後 援 神奈川県・藤沢市

協賛団体 たけのこ会・あすなろ会・えびなワークショップ
脳性マヒ者が地域で生きる会・ミラクロサービス
全国脊髄損傷者連合会神奈川県支部

講演記録の編集にあたって

この講演記録集は、1991年5月8日に藤沢市湘南台文化センターで開催した講演と討論「アメリカの障害者自立生活運動と私たち」におけるマイケル・ウインターさん、マーガレット・ジェイコブソンさんの講演を桑名敦子さんが通

訳し、それを収録したものです。

マイケル・ウインターさんが来日し、講演シリーズを行なうと会員の団体から聞いたのは、1990年の冬のころでした。その頃はどれほど意義のあることかきちっとした受け止めが出



持ちで取り組んだのとは大違い。その内容のすばらしさに圧倒されました。是非これを冊子にして、広く知っていただくことが必要であると強く感じました。

そこで、再度テープを聞き直し、失礼ながら手を加えさせていただき、読みや

来なかったのですが、会員の方々の熱意に押されて、神奈川でも取り組むことになりました。

しかし、実際に取り組んでみると実に大変な作業でした。実行委員会ではまず、開催地でも、内容のイメージづくりでいろいろな意見が出され難航しました。コーディネーターの川内さんとのたび重なる連絡、税務署へのなれない書類の提出手続き、自治体への後援と援助のお願い、関係団体からの資金集め、講演会や交流会の会場との打ち合わせ、賛助団体の要請や集会そのものへの参加呼びかけ、資料作り、手話通訳や要約筆記者との打ち合わせ、何よりも講師団の移動手段や宿泊施設の確保、会場の最寄り駅での介助の体制など、それこそやるべきことが山ほどありました。

しかし、それらも結局は熱意ある実行委員会の方々の積極的な協力で、それらを乗り切ることが出来ました。

そして、講演会。車椅子利用の90名の参加を含む550名の方々の参加をいただき、賑やかに開催することが出来ました。マイケル・ウィンターさんから良く組織されていたとおほめのことばをいただき、ほっとしていました。

講演会が終わって数日後、この講演会に参加した人から、講演のテープを起こしてワープロのフロッピーに入れたものが届けられました。この講演記録を読みますと、当初の軽い気

すいもので、しかも正確さを失わないように心がけて、活字にしてみました。さらにわかりやすくするために、資料を付け加えたいと申し出てくれる人がありましたので、その人にすべてをお願いして、資料も付けていただきました。

こうしてできたのがこの冊子です。文中の見出しは私たちがつけたものです。その他は桑名敦子さんの通訳によるものです。

講演会の前段、主催者を代表して県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会の代表の武田好弘さん、神奈川人権センター事務局長の茂木昇さん、神奈川県地方自治研究センター事務局長の上林得郎さんから、それぞれご挨拶をいただきました。また、来賓としては地元藤沢市の荻原萬壽則助役からもご祝辞をいただきました。いずれのご挨拶も障害者の自立生活が可能となる社会づくり、人権が完全に保障される社会づくりに向けた力強いものでしたが、紙面の都合で割愛をさせていただきました。

私たちは今後も障害者の自立生活とそのことを可能にする社会を作るために一緒になって頑張っていきたいと思います。

県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会
事務局 紀司 勳

障害者の草の根運動からADAの署名まで

マイケル・ウインター

はじめに

私の今日の講演のタイトルは「障害者の草の根運動からADAの署名まで」といった名前が

つくと思います。

私の講演の内容ですが、まず最初に自立生活運動の歴史についてお話いたします。その後には障害を持つアメリカ人法（ADA）の成立の過程、どんなふうにして障害者が政治的に関わっていったのかということをお話します。

障害者自立生活運動の歴史

大学を卒業して社会に

自立生活運動が始まりましたのが、1972年のことです。それはバークレーの大学に通っていた、大変重度な障害者が最初にはじめた運動であると言えます。学生さんたちがカリフォルニア大学バークレー校で4年間学んでいるあいだは、地域の中で自立をしながら、障害を持っていない学生と共に授業を受けたり、生活することができたわけです。これができた理由というのは大学側が、そういったことができるよう

なあらゆるサービスを学生たちに提供していたわけです。サービスとは介護人を見つけるお手伝いをする、彼らが住む住宅の提供、使っている車いすがこわれた時にそれをすぐ修理する設備とか、ピアカウンセリング（解説参照）とかのあらゆるサービスが、大学側から学生たちに提供されていたわけです。しかし4年後、学生たちが卒業するにあたって、ちょっとした問題が出てきたわけです。

この問題というのは大学側から、「あなたたちは卒業したら大学生ではありませんから、我々大学側が提供するサービスを受けることはできませんよ」と言われたわけです。彼らがその時直面した問題というのは、また前のような施設

の中に戻らなければいけないといった状況に陥ったわけです。彼らにしてみれば4年間は自立をして、地域の中に住んでいたわけですから、そういう宣告といたしますのは、まるで刑務所にも行けと言われるような状態だったわけです。大学側がそれをしてくれないなら、彼らは、と

にかく自分たちで地域の中で住めるようにするために、自分たちが何とかしようと考えたわけです。

もちろんサービスを受けるために、行政に頼らなければいけなかったわけですね。同時に、自分たちで自分たちの権利を獲得しようという

マイケル・ウィンター プロフィール



『ミッキー・マイケル』!!笑顔は、ディズニーの主役『ミッキー・マウス』にそっくりであり、彼の笑顔は我々を安らかにし、彼の大きな体は人を包み込む優しさに満ちている。非常に親日家であり、奥さんは桑名敦子さん。

マイケル・ウィンターさんは、下肢の骨形成不全のため車椅子を使用しているが極めて活発な人物で、1977年からこのCILの副所長として活躍、その後1981年、ハワイ自立生活センターを設立し初代所長に就任。1982年、当時のレーガン政権の福祉切捨て政策のため経営危機となったCILに所長として迎えられ、見事に立て直しに成功、その経営手腕は高く評価されている。また1989年、自立生活を目指す団体の連合である全米自立生活協議会(NCIL)の会長に就任、同年横浜で開催された第3回日米障害者会議では米国代表団長を勤めるなど、文字どおりアメリカの障害者のリーダーとして幅広い活躍をしている。

経歴

- 1977-1981 カリフォルニア州バーバンクCIL副所長
- 1981-1982 ハワイCIL所長
- 1982-現在 バーバンクCIL所長
- 1982-1983 全米自立生活協議会第9区地区代表
- 1984-1985 全米自立生活協議会理事、同協議会財政委員会委員・資金調達委員会委員
- 1984 スクエア誌の選考で「アメリカを変えつつある40才以下の若い世代の中で最も重要な人物」として表彰。
- 1985 第1回日米障害者協議会共同議長
- 1987-1988 全米自立生活協議会理事、同協議会公民権法およびADAに関する委員会委員長、同協議会資金調達委員会委員長
- 1988 民主党大会代議員、全米自立生活協議会副会長
- 1989 全米自立生活協議会会長、第3回日米障害者協議会米国代表団長

マイケル語録

【ADAは慈悲や同情によるものではない。障害者を助けるのが目的ではなく、障害者を社会に統合することが目的である。この法律は、米国の全ての人民に自由と独立を保障するものである】

【日本にはすばらしい人がいる。そうした国が、障害があるからという理由で障害を持つ人を一段低い位置に置くことは許されない。社会がすばらしいものであるかどうかの目安は、社会がどのように障害者や高齢者を受け入れているかというところにある。】

【障害者運動に不必要な障害者は一人もいない】

闘争精神も旺盛だったわけです。ですから、そういう行動というのは、当時大変重度の障害者が大変な勇気を持っていたということが言えると思います。

選択する権利

この自立生活運動を進めていく上で、自立生活運動の基本になる思想、考えを確立していかなければいけなかったわけです。基本に流れるものはいろいろなものがあるわけですが、まず最初に彼らがきちっとした考えとして確立したものとしては、自立というのは自分で何かを選択する権利を確立しなければならない。それが一番大事なことであれば決めたわけです。

自分でやりたいことを選択する権利を持つということは、障害をもっていない人にしてみれば、余り考えないで普通やっていることなのです。権利だなどと大きいことを言わなくても、普通日常的にやっていることです。しかし障害者の場合、選択する権利というのは、以前は障害者に全くなかった。何かをするときには必ず施設の職員とか、医者とか、リハビリテーション・センターの職員が、障害者のために決めて、あれをなさいこれをなさいという指示があって障害者がそれに従うということが行われていた。自分たちで何かしたいことを決めるということは当時、障害者にとっては大変困難なことでした。つまり、常に障害者を取り囲む社会が障害者の声を無視して、そういうことを進めてしまうということが多々あったわけです。

この選択というのは、簡単なことからいろいろなことがあるわけです。簡単なことは例えば、朝何時に起きるとか、何を朝ごはん食べるの

か、夜何時に床に付くのか、自分は誰を友達として選ぶのか、これも自分で選択をする権利だという例になると思います。また、もうちょっと高度になれば、どの学校に進むのか、どういった仕事につきたいのか、結婚するのか、子供を持つのか、こういったことも選択の権利に入ってくることになります。

障害を持っている人々は、社会が自分たちをまるで赤ちゃんのように、子供のように取り扱っていると思ったわけです。ですから、自分がやりたいと思ったことは自分で切り開いていかなければならない、自分で訴えていかなければならないと、彼らは痛切に感じたわけです。

自立のための基本的なサービス、 特に介護人

第2番目の自立生活運動の基本的な概念としては、障害者が自立して社会で生きていく上で、それが実現するために基本的なサービスが社会の中になければならないといったことです。このサービスというのは介護人を見つけることとか、住宅を見つけること、住宅であれば障害者が使えるようなアクセシブルな住宅、風呂場やトイレが使いやすいように出来ている、または車椅子がこわれたときにいつでも行って直して貰えるような設備が地域の中にあることです。また、地域を走っている交通にどんな障害者でも、障害を持っていない方々と同じように使って、いろんな所に移動することができる。こう言ったことが、地域の中で障害者が自立生活をするために必要なサービスであるということです。

色々なサービスの中でも、障害者にとって特に重要なサービスというのは、介護人のサービ

スだと思えます。この介護人の制度が無ければ、障害を持っている方が学校に行くこともできないわけです。朝、介護人がいなければ自分で起きることもできません。介護人がいなければ生活が成り立たないという障害者がいるわけですから、この介護人制度は大変重要なサービスということが言えると思えます。これだけではどうしようもありません。今度はこの介護人を雇うためのお金がどうしたら手にはいるのか、といったことも大変重要なことの一つだと思えます。日本においては、まだまだ多くの場合、多くの障害者がボランティアに頼っているという状況にあると思えます。このボランティアというのは、私は悪いとは言いません。大変いいことだと思えます。しかしボランティアには頼れない部分が沢山あると思えます。とくに障害者の1日の生活をボランティアに頼るということは、大変危険なことなのです。ボランティアがやるかやらないかというのは、大変あやふやなことです。お金を払ってボランティアをきちんと確立する、そういうことをシステム化しないと障害者が社会の中で自立生活するというこ

とはなかなか不可能ではないでしょうか。

障害者自身が必要な サービスをコントロールする

第3番目の概念としましては、アメリカで憲法で定められている基本的人権、これを障害者も有すると、自己決定をする権利が基本的に障害者にもあるんだということを、きちんと自立生活運動の中で概念として入れていったわけです。障害者も障害を持たない人と全く同じ平等の権利を有するというを言っているのです。

1972年、障害者がパークレーでCILをつくったわけですが、そのCILを作っていく上でいろいろな闘いがあったわけです。その後20年間にいろいろなことをCILがやっていったわけです。いろいろやっていきながら、自立生活運動の大変重要な概念がいろいろ発展していきました。その中の1つの概念としては、自分に必要なサービスを自分でコントロールする力を障害者を持っている人が一番持っている、と言う

資料・用語説明

講演と討論「アメリカの障害者自立生活運動と私たち」

ADA (Americans with Disabilities Act = 障害を持つアメリカ人法)

1990年に成立。「障害を持つアメリカ人法」「アメリカ人障害者法」「全米障害者法」などいくつもの訳語が使われている。障害を理由にしての差別と社会参加への障壁を取り除くための様々な規定が盛り込まれている。その内容は雇用・労働条件などでの差別の禁止。交通・公共サービスでの差別の禁止と設備・ソフト面でのアクセス保障の義務化。不特定多数が利用する民間の施設・事業での差別の禁止と設備・ソフト面でのアクセス保障の義務化。聴覚障害者に対する電気通信のリレーサービスの24時間保障の義務化。

CIL (Center for Independent Living = 自立生活センター)

アメリカ、カリフォルニア州パークレーに1972年に設立された。障害を持つ人々が自立した生活を営めるようにするための様々なサービスや権利擁護や啓蒙の活動を行なっている。日本にも大きな影響を与えた障害者の自立生活運動の先駆けとなった全米で最初の自立生活センターで、マイケル・ウインター氏は1982年からその所長を務めている。今では全

ことをC I Lは地域に大きく訴えてました。多くの場合、行政とか社会福祉関係の方々が、いろいろ障害者のためにと思っサービスを提供したり、設備を作ったりするわけですが、そういう場合、障害者の声を生かさなで、障害を持っていない人たちの視野でサービスや設備を発展していくものですから、なかなか障害者の声がそこに反映されていない。つまり障害を持っていない人が勝手に進めていくサービスというものは、障害を持っていない人たちだけの考えで、障害を持っている人たちをこう社会にはめこんでいこう、そういう強制力がそこから感じられます。

これも具体的な例をあげますと、例えば医療関係者が障害者に何が一番必要かという判断をしたときに、専門家は心理的な検査が大事じゃないか、それによってこの人は社会に帰っていくことが可能ではないかと、そっちの方から進めていくわけです。けれども、自立生活運動から言いますと、とにかく介護人を付けるという実質的なことの方が自立生活により結び付く、その方がより障害をもっている人が今すぐ必要

なサービスなんだということを、強く自立生活運動は主張していつているわけです。

アメリカ社会においても日本の社会においても、膨大なお金がむだにされています。障害者を保護しよう、助けてあげよう、そういった方向で大変無駄になっています。そういったお金が、まったく違った方向で、自立という方向にいつていないと言えらと思ひます。

自立生活運動は社会を変えていく

次の概念としては、C I L自立生活センターが、サービスを提供するだけではなく、障害者の権利擁護、人権を確立していく、もう少し深く言いますと、社会を変えていくということも、C I Lは大変大きく働いているわけです。パークレーでは、またアメリカにいろいろな障害者、急進的というカラジカルな障害者も沢山います。たとえば地域を走っているバスに障害者が乗れるように、バスを停めたり、自分たちが住んで

米で300ヵ所以上のC I Lが活動している。

D R E D F (Disability Rights Education and Defense Fund)

＝ドレドフ＝障害者の教育と人権擁護基金)

パークレーにあり、1979年に設立。障害者の権利、教育などに関する法律的な支援を行なうと共に、地域の人々への啓蒙活動、家族や法律関係者への教育などを行なっている法律家の集団。

D S P (Disabled Student Program =障害を持つ学生への援助プログラム)

カリフォルニア大学パークレー校に1970年に設立。障害を持つ学生の生活、学習などを援助するための様々なサービスや啓蒙活動を行なっている。学生としてこのサービスを受けた人たちが卒業して社会に出ても、同じような自立した生活出来るようにするためにC I Lが設立された。

N C D (National Council on Disability =全米障害者評議会)

1973年にアメリカ教育省内部の一委員会として発足。現在は政府内の独立機関として、障害者に関する政策の調査、提言などを行なっており、ADAの原案はこのNCDが作り、議会と大統領に提出された。

いる市が障害者に対して、たいしたサービスをしていないということで、市議会に乗り込んで行ったりとか、そういった急進的なことをする障害者が、パークレーを中心に沢山住んでいます。

私も大変ラジカルな1人だと思います。私が大学に行っておりましたときにやった1つのラジカルな行動を紹介します。私の大学の周辺には、歩道と段差のスロープが全く無かった。それを私たちも「これではいけない、これでは交通の面で車椅子の障害者が大変危険な状態にさらされている」ということで、朝ラッシュアワーのときに、1番大きな道路に出かけて行って、地域を走っていた車の交通を停めたという経験があります。その時は、こういった乱暴とも言える行動しか道がなかったわけです。こうでもしなければ、市行政側が障害者に何が必要かということに、全く目を向けてくれませんでしたから。

でも、その後、これをやったお陰で、この後はそういうことをやらなくても電話1本で、「スロープをつけてください」と言えば「はい

わかりました」とすぐ市が対応してくれるという、早い反応が返ってくるという効果が現われました。

とにかく障害者が地域の中で生きていく上には、こうやって闘っていくことが大変なことなのです。とにかく社会に自分たちが、自分たちの生活に対して大変真剣に取り組んでいるということを、社会に知らせなければいけないわけです。

様々な障害を持った人たちが一つの
ゴールに向かって一緒に運動する

次の自立生活運動の大変重要な概念としては、あらゆる障害を持った人が、違った障害を持った人が、とにかく1つのゴールに向かって運動を進めていく。たとえば視覚障害者の方、聴覚障害者の方、車椅子の方、精神的に障害を持っている方、それぞれの違った障害を持っている方が一緒になって行動する、一緒になって運動を進めていくということ、これは大変大切な事

NC I L (National Council on Independent Living = 全米自立生活協議会)

全米の自立生活をめざす団体の連合会。マイケル・ウインター氏は1989年からこの会長を務めている。

PA I (Protection and Advocacy Inc. = 保護と権利擁護社)

パークレーの隣町オークランドにあり、発達障害者の人権、教育などに関わる法律的な援助を行ない、地域の人々への啓蒙活動、家族や法律関係者への教育などを行なっている。

W I D (World Institute on Disability = 世界障害研究所)

パークレーの隣町オークランドに1983年設立。障害者に関する諸問題の調査、研究、啓蒙などの活動を行なっている。

アテンダント (Attendant)

有料介助人のこと。障害者との間で全く対等の立場で時間単位の契約を結び、身辺の介助などを行なう。このアテンダントの存在によって初めて、障害者は自分の希望する生活のやり方を選択できるようになった。

学習障害 (Learning Disability LD)

知能には障害がないものの、なんらかの脳の働きのために物が正常に見えなかったり、聞

です。私は、その方々が所属するそれぞれの違った運動やグループをなくせと言っているのではありません。それぞれ自分のグループを持ちながら、何か行動する時には1つのゴールに向かって結集するというのが大変大切なことではないかと信じているわけです。

一番良い例だと思いますが、このADAを通過させるにあたり、とにかくあらゆる障害者を巻き込んだ運動にしていたわけです。私たちのゴールとはたった1つ、障害者に基本的な権利を与えるということ、私たち、障害を持っているひとり一人が基本的人権があるということ、これを法律化すること、これが私たちのゴールだったわけです。これを成立させるために、私たちあらゆる障害者が一緒になって1つの目的に向かって進んだ、ということがこのADAの成立にあたって私たちがやった大変意義深いことだと思います。

私、この会場でも沢山の障害者を見て、いろんな形の違ったいろんなタイプの障害者が、一堂に私の話を聞いていただいているということ、大変嬉しく思います。こういったことが、障

害者が1つの目的に向かって運動を進めていくことのスタートになるのではないかと確信しております。

また、違った障害をもった人たちが、一緒になって集結して1つのゴールに向かって進んでいくということ、これは政治的にも大変強い力になるということが言えると思います。

労働組合などの地域の 団体とも一緒になって

また、他の団体とも一緒になって運動を進めていく、連合体を作っていくということがもう1つの大切な概念です。たとえば、地域にある労働組合などの団体と一緒に1つの目的に向かって進んでいくということが大変重要なことだと思います。C I Lの運動が起ったときも、そういった方たち、団体を巻き込んで、行政から予算をいただくときも、そういった方たちと一緒にその運動をやっていたという経験があるわけです。

こえなかったりする。適切な方法によって教育すれば、かなりの部分で能力的には問題はないと言われている。

自立生活運動

障害を持つ人たちが持たない人と同じように、自分の人生を自分で選択し、社会から疎外されることなく、地域の一員として暮らし、権利を尊重される。そういうことの可能な社会を実現するための様々な運動。パークレーC I Lはその先駆けで、全米のリーダーとして活動を続けている。

発達障害 (Development Disability DD)

精神や肉体的な発達が遅いため、加齢と共に障害の程度が加わっていくものを指す。但し、一般的には知能的な障害にたいして使われていることが多い。

ピア・カウンセリング (Peer Counseling)

ピアとは同僚、仲間という意味で、障害者のことは障害者が一番良く解るという考えのもとに、障害者同士でカウンセリングを行なう。ここではロールモデル (お手本) としての先輩障害者の生き方が重要視されている。

ですから障害者が例えば、デモンストレーションをする場合においても、その労働組合、組合員の方々に話をして、自分たちの運動はこういうものですということを彼らにも教育をしていて、彼らからも協力を得るというやり方を、私たちは非常に有効に使ってきました。

ピア・カウンセリング

また、もう1つ重要なこととしては、C I L 自立生活運動の中から、大変簡単なものですが、ピアカウンセリングという大変重要な概念が生まれました。このピアカウンセリングというのは、障害をもった方が、他の障害をもった方をお手伝いをする。1人の障害をもった方がこれから自立をしようとしていけば、その自立生活が実現するためにいろいろと手助け、援助をする、これがピアカウンセリングの概念です。

つぎに、地域にいる障害者がうこのC I L、自立生活センターを使って自立に向かって進んでいくのかと言うことを、具体的な例を上げてお話ししたいと思います。

皆さん、ここに1人の障害者がいたとご想像下さい。今まで施設に入っていたが、今後自立をして地域の中に住んでいこうという希望があったとご想像ください。施設を出て自立生活をしようという希望を持った障害者に、まず最初にC I Lがすることは、ピアカウンセリングを提供することです。

このピアカウンセリングでどういふことをするかと言いますと、これから自立をしようという障害者は、いろいろと不安なり、心配ごとがあるかと思ひます。そういった不安とか心配ごとをカウンセラーに訴えるわけです。そうする

ことによって、自分で自分の中の恐れとか恐怖心とかを理解させる。これから自立をしようとする本人が、必要なサービスとはどういふものなのか、また、地域の中にはどういったインフォメーションがあるのか。そういうことを話合いの段階で本人に分かせるということ、これをまずC I Lはいたします。

次にC I Lがすることは、この障害を持った方が地域の中で生活できるためのいろいろなサービスを提供するわけです。そのサービスとは、介護人を見つけるお手伝いをするとか、その介護人に払うお金はどこから得るのか、そういうことを指導します。またその本人が住居を探さなければいけません。その住居を探すお手伝い、その住居も障害者が使えるような住居に変えなければなりません。風呂場を変えることとか、キッチンを変えること、そのお手伝いをC I Lがするわけです。

このようにして地域の中に移行していくわけですが、これだけでは終わらないわけです。今度はその人本人、施設から抜け出た障害者、地域の中に住んでいる障害者を今度は社会の中に統合していくということをしなければなりません。この統合とはどういふことかという、地域にある学校に通うこととか、技術を身につけるための学校に通うこと、仕事を希望する障害者には仕事を探すお手伝いをする、そういったことをこのC I Lはするわけです。

また他にも、地域・社会を変えるということも、C I Lの大変大きな役割の一つとなっております。C I Lというのは、自分たちの団体を慈善事業だとは全く思っておりません。それどころか私たちはこのC I Lが、地域の中で貢献するといった役割を持っていると常々思っています。社会を変えることがどういふことかという、障害を持っている人が、障害を持ってい

ない人と、同じ権利を持ち、平等な状態にすることであると、私たちは痛切に感じています。これはまず、地域を変え、社会を変えなければそういうことは成り立たないと私は思っております。

生 存 権

全世界で、障害者が統合をめざして頑張っているわけですが、障害者が統合に進んでいくための歴史的な背景を、簡単にお話していきたいと思えます。将来私たちの運動を進めていく上で、歴史的に障害者運動の中でどういうことがあったのか、どう進んでいったのかを研究しなければ前に進んでいけないと思えます。

まず、私たち障害者が1番最初にやったことは、生きる権利を勝ち取っていった。自分の命を守るという生存する権利に向かって闘ったということが、障害者の歴史の中で一番に言えることだと思えます。

多くの社会において、障害を持った人が生まれた場合、歴史的に過去の話ではありますが、まるで子猫をすてるかのように、障害者も捨てられた。間接的には殺されたという状況が、あらゆる社会においてあるわけです。アメリカ社会においても、15年ほど前のことですが、医師が障害児が生まれたときわざと必要な医療を施さないで見過ごして、間接的には殺したということが多々あったわけです。また、ドイツのナチにおいても、ガス室を作ったときに、実際に使えるかどうかの実験台にされたのは障害者だったわけです。

物が見えなければ、話せなければ、普通の人がある思考がなければ、歩けなければ、とに

かくそういう人間は社会にあてはまらないんだ。自分たちの一般の社会には適応しないんだといった考えの社会と、まず最初に闘わなければならなかったわけです。もちろん現在の社会では、こういった障害が理由で殺してしまうということは犯罪になるわけでありませう。

地域の中に存在し、生きる権利

我々が闘わなければならなかった第2番目の闘い、それは地域の中に存在し、生きる権利を目指すものでした。そのとき社会が言ったことは「よしわかった。あなたたち生きることはできます。存在することはできます。しかしやはり我々障害を持っていない者がおまえたち障害者を保護するんだ。保護をするにあたっては、施設とか一定の場所で、我々の監視の下であれば生きてもいいですよ。また、表に出さないようにして家族が監視するなら生きてもいいですよ」と、そういった社会が続いたわけです。

こういう社会の中で、日本で、アメリカの社会でも、とにかく地域の中で、障害者がだれかに監視されながらではなく、自分の力で、自分の意思で地域の中で生きる権利がわれわれにあるんだということを、闘っていかなければならなかったという歴史があります。

地域の中で統合して生きる権利

第3番目に、地域の中に生きる権利を闘ったわけですが、最後に地域の中で統合する、障害を持たない人たちと統合しながら生きる権利が

あるということを、これを獲得するために闘いました。これはADAの中でも強く主張している内容です。たとえば、障害を持っている子が、障害を持っていない子と同じように同じ地域の学校で教育を受ける権利、これが統合であると言えます。障害を持っていない人が使っていくのと同じように、障害を持っている人が地域を走っている同じ交通機関を使うという権利、これも統合ということがいえます。

地域の中で仕事を得る。これも障害を持たない方と一緒に競争をしながら仕事を得て、またその職場に入って仕事をするということも統合であると言えます。

こういった統合を進めていくにあたり、アメリカの社会では多くの障害者がいるとデモンストレーションをしたり、急進的な行動に移っていったわけです。

ADA成立のための政治とのかかわり

障害者に対する国家対策

次に、障害を持つアメリカ人が制定されるにあたり、政治的にどんな背景があったのか、どんな動きが障害者の運動、コミュニティーの中であったのかという話をしたいと思います。

私はこれから政治的な動き、アメリカの障害者が動いた政治的な事のお話をしますが、この話を聞いて、皆さんも、日本での政治的なものに結びついて、日本でもこれと同じような法律JDAというか、日本人障害者法を作るんだと仮定をしてお聞きいただければ嬉しいと思います。

1983年にADAの原案となりましたある文書が、ジャスティン・ダート・ジュニアという方によって作成されました。そのタイトルは、「障害者にたいする国家政策」というものです。のちにこの文書は、「自立に向かって」という題で一冊の本に出来上がりました。この草案が

言っていた内容は、障害者が社会中で統合されるにはどういった社会が必要なのか、どんな法律が必要なのか、どんなシステムが必要なのかということをも具体的に草案に入れていったわけです。

彼が考えた公民権法、障害者の基本的人権法、これはあくまでも基本的人権法、公民権法であって、まったく慈善的な法律ではないと彼は最初に考えました。とにかく、障害を持った人が障害を持たない人とまったく同じ様な権利を得るには、そういう法律を制定するにはどうしたらいいか考えたわけです。障害者が社会の中で隔離されているのですが、この隔離は南アフリカで現在も行われている制度、アパルトヘイトとまったく同じであると彼は言ったのです。この社会は、障害を持った人が、目が見えないとか聞こえないとか歩けないとかの理由によって、障害者を隔離・差別している、と彼は主張していたわけです。障害者に対する、隔離・差別をアメリカの社会において、いや全世界において今すぐになくさなければならないと強く、この原案で主張していったのです。

ジャスティン・ダートがこの草案を準備していく段階で彼と話をしました。彼は私にとっても、たいへんすばらしい指導者です。我々が障害を持つ人間として得る権利とはどのようなものか、我々が社会に果たす責任はなんなのかということ、彼から大変教わることができました。

ジャスティン・ダートは、この草案を書くときにいろいろと調査をしていったわけです。地域に住んでいるあらゆる人の声を聞いて、その人たちの声をとにかく草案に入れようと、アメリカ全部の州を回りました。そしてあらゆる人に話を聞いたわけです。障害を持っている人はもちろん、特殊教育にたずさわっている方々、医療関係者、社会福祉に関係している方、組合のリーダーの方、企業のリーダーの方、そういった方々の生の声を聞いて草案を準備していったわけです。

草案を準備していく上で、とにかくすべての人が恩恵を受ける法律でなければならないと彼は思ったわけです。たとえば、大学をアクセシブルにするという時も、1つの障害の人だけにアクセシブルにするだけでなく、車いすの人が行っても、視覚障害者の人が行っても、聴覚障害者の人が行っても使えるような設備の整った大学、それを法律で文書化するというのをいつも頭においてこの作業を続けたわけです。

地域でオーガナイズ・組織化

ジャスティン・ダートはアメリカ全土を回り、なまの声を聞いていく時に、その人たちの名前、所属している団体を、いちいち記入していきました。その後アメリカで障害を持っている人た

ちの社会を1つにまとめるために、そういう具体的なものも必要なわけですが、そういうことも忘れないで準備をしていったのです。

1986年に当時レーガン大統領の諮問機関である全米障害者評議会が、ジャスティン・ダートの作った草案、「障害者にたいする国家政策」をADAの法案の基になるものと取り決めたわけです。

彼はいろんな所を回っただけではなく、今度は各州の地域の中で、ADAのこの法案を応援していくために、地域の中の団体を力強いものにしていこうという声を出していった。というのは、2年後には議会に法案にして提案していくためには、地域でのオーガナイズ、団体の力を強くしていくことが大切だということを彼は主張していったわけです。

ADAを社会に知らせるために、とにかく我々がしなければならぬことは、ジャスティンをはじめ、地域の障害者のリーダーの方たちが一番大事に思っていたことは、我々をリーダーとして、我々自身を教育することがとにかく大切だということです。我々自身が代表者（スポークス・パーソン）となって、我々の声が社会に通じるように、ADAを周りの人に知ってもらうには、我々が代表者とならなければならない、その前に自分たちを教育しなければならないと、我々やジャスティン・ダートたちは考えたわけです。

**大統領選挙で
ADAに署名の約束を得る**

ADAの法案が1988年に、アメリカ議会に提出されたわけですが、当時の大統領はレーガンでした。ですから多くの障害を持ったリーダー、

または議会の議員さんですが、ADAが議会通过してもレーガン大統領からの署名をもらうということは無理なのではないか。ならばもう少しで彼の任期は終わるから、次の大統領にしてもらおうという話が進んでいたわけです。

そのすぐ後にアメリカで大統領選が行われました。その時はジョージ・ブッシュとマイケル・デュカキスが席を争ったわけですが、その時我々障害者が2人の両方の候補者にたいし、ある1つの約束を獲得しようと運動をしていたわけです。その約束とは、どちらかが大統領になったならば、この法案が議会通过したら必ずサインをするという約束をするということで、それがその当時の我々の共通のゴールだったわけです。

障害者の中にも、ラジカルな障害者もいれば保守的な障害者もいます。ブッシュ派の障害者もいれば、デュカキス派の障害者もいました。しかしあらゆる障害者のたった1つの目的、最大の目的は、この法案が議会通过したらどちらでもいい、大統領のサインを得るということが、そのときの最大の目標だったわけです。

1989年に再び、法案が上院議員から議会に提出をされたわけですが、その時はブッシュ大統領から選挙戦の間に「私が当選したあかつきには、法案が議会通过したら責任を持ってサインをします」という確約が、すでに取られておりました。

1990年5月に議会通过ろうとしていたわけですが、その時多くの議員さんは、ちょっとおぼつかない状況、通るか通らないかはっきりしたものがありませんでした。時期的に早いんではないかという声も聞かれたりもしたわけです。そういう消極的な考えが議会の中になりましたから、5月に2000人の障害者が議会のあるワシントンDCに押しかけて、行進を

しました。法案を議会で通すようにと強い働きかけをしたわけです。その時300人の障害者が議会の中にたてこもり、結果的に100人の障害者が逮捕されたという経過があります。

そういう経過を経て、やっと1990年7月26日にブッシュ・アメリカ大統領により、この法案がきちんとした法律として署名され、発効されるにいたったわけです。私と私の妻敦子が、このブッシュ大統領の署名のサインにホワイトハウスに招かれまして、実際に大統領が法律にサインをするのを私の目で見ました。その時、私は心から、これでやっと私もアメリカの1市民として、平等な権利を持つ1市民として生活することができるんだと思うと、大変感動したわけです。

最後に、私はこの日本という国、大変すばらしい国だということを、改めて皆さんに伝えたいと思います。技術的にも進んでおりますし、世界的にも大変注目をされている国、これが日本であると思います。しかしこういったすばらしい社会をこのまま維持してゆくためには、障害者を障害を持たない人と同じように取り扱うということ、これ大変大切なことであると思います。障害者を、隔離とか差別をしているような状態では、この素晴らしい社会が長続きしないのではないかと懸念をしております。

私、日本でも、ADAと同じようなJDAという法律ができるということを信じています。

私の日本人の障害者の友達が、力を持っていることを心から信じています。日本にいるすべての障害者が、この日本の社会の中の基本的人権を持った一員であるということを私は確信をしております。

講演を聞きに来ていただいたことを大変うれしく思いますし、ご清聴に感謝いたします。

ADAは社会を変える

— ADAの解説 —

マーガレット・ジェイコブソン

はじめに

私は、ADAの内容をこと細かにお話します。テクニカルな話に進んでいくと思いますが、興味深い話であると思いますから、注意深く聞いていただければありがたいと思います。

本題に入る前に自己紹介をします。私は4才の時、ポリオにかかりまして、その時以来障害者として暮らしています。子供の時からズーッと車いすを使った生活をしておりますが、アメリカでは日常的には電動車いすを使っています。手動式というのはあまり使っていません。今回、わざと電動車いすを持ってこなかったわけです。というのは、大変忙しい旅行であり、また日本中の電動車いすを受け入れる状況がまったくわかっていなかったからです。

アメリカの社会での私の日常的な生活は電動車いすを使っておりますから、大変自立をした生活をしています。私は地域を走っている交通にも一人で乗りますし、大きなライトバンも自分で運転します。日常的には介護人とか手助けなしに自立をした形で自分で自分のことができると、そういう形で生活をしているわけです。

私は結婚をして10年になりますが、最初の

結婚の時にもうけました子供がおります。その娘は現在18歳になります。私の仕事は弁護士です。法律事務所に所属している弁護士ですが、特に私は障害を持った方々の弁護をする弁護士であります。

ADAは差別禁止法

障害を持つアメリカ人法・ADAは、今年の夏に法律として成立しました。この法律が強く言っていることは、障害を持った人々に対する差別を禁止する、差別禁止法であるということが言えると思います。

ADAの内容に入る前に、その差別とはどういうことなのか簡単にお話したいと思います。差別、日本語ですとあまり良い意味ではありませんが、英語の場合、差別（ディスクリミネーション）は必ずしも悪い意味ではないのです。時にはあまりたいした意味もないことであること、重要ではないことですが、その状態によりましては大変きつい、悪い意味を持つそういった言葉です。このディスクリミネーション（差別）という英語の意味は、少し日本語と違うかもしれません。

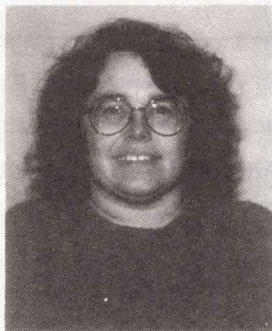
2つ何かあったら、片方に肩入れをするとい

うこととか、AとBがあれば、Bを違った取り扱いをする、そういったときに差別（ディスクリミネーション）という言葉になります。たとえば私の好み、私は白髪の男の人が好みであると、それと違った色の髪の毛の人はあまり好きではない、そういった好みの違いというものこ

れに入ると思います。

子供を取り扱う場合と大人を取り扱う場合、これももちろん違った取扱いをするわけです。これも違った取扱ですが、悪い意味の取扱ではありませんが、英語で言いますと「差別」となります。しかしこれには悪い意味はないわけで

マーガレット・ジェイコブソン プロフィール



マーガレット・ジェイコブソンさんは、ポリオのために車椅子を使用している。

1983年、DREDFで働き始め、その後多くのアメリカ人同様何回かの転職を繰り返しているが、自身の持つ法律の専門家としての知識を生かし、障害者のために働くという姿勢で一貫している。

現在彼女が所属しているPAI（保護と権利擁護社）は特に発達障害者の問題について法的な活動をしている。発達障害とは精神や肉体的な発達が遅い障害をさすが、アメリカでもっとも対応の遅れている分野であり、それがこの問題の難しさを表しているわけで、彼女のような専門家の尽力が極めて大きな比重を持っている。

ADA成立では、法律の細かな解釈についての議会審議において、彼らの法律家としての知識が色濃く反映されたといわれている。日本にはDREDFやPAIのように障害者の問題を専門的に扱う法律家の集団はないが、法治国家であり必要なことは法律にして定着させることが不可欠な社会なのだから、このような法律家の集団はぜひ必要であろうし、その意味で彼女の講演は我々に大きな示唆を与えるものと思う。

経 歴

- イリノイ大学、社会福祉学科卒
- 1975 南イリノイ大学大学院、リハビリテーションカウンセリング科卒
- 1976-1982 社会福祉局職員
- 1981-1982 自立生活センター理事会議長
- 1983-1985 DREDF法律職員
- 1985 西海岸地域センター法律職員
- 1985-1986 カンファランス、公正な雇用と住宅局、法律職員
- 1986 ジョージタウン大学法学部 法学博士、相互協力計画グループリーダー
- 1986-1987 DREDF所属弁護士、弁護士紹介サービス部門責任者
- 1987 CIL権利擁護部門担当
- 1987-現在 PAI所属弁護士
- 1990-現在 DREDF理事

す。今お話しましたようなのはたいして意味のない、生活に対して支障のないものですが、支障のある差別、大変危険な差別があります。

それはどういうものかと言いますと、たとえば障害を持った人と持たない人を違った取扱をする、あるいはわざと障害を持たない人を雇う、これは大変悪い意味を持った、ネガティブな意味を持った差別であります。ADAによると、こういった障害を理由として取扱が変わったり、差別をしたりすることは、すでに法律違反であるということができます。

アメリカの社会で、いろいろなものに差別があるわけです。一つの例として建築物の差別。建築物が障害者にとって使いやすいものではないと、障害者がその中に入って自分のしたいことが出来ない、そういう建築物の不備によって起る差別がよくあります。

また、アメリカの社会で、交通の部門にもいろいろな差別があったわけです。たとえば車いすに乗っている障害者がバスに乗ろうとした場合、そのバスにリフトが付いていないとそのバスが使えません。これも差別的な行為であると言えると思います。

また、アメリカ社会において、必要以上の保護とか必要以上の政策、そういったものから結果的に障害者が差別されているということ、これも多々あるわけです。この必要以上の保護の例ですと、日本をいろいろ旅行しておりました、必要以上の保護というものを経験いたしました。一つの例を申し上げますと、移動するたびにいろいろな駅を使います。駅にはエレベーターがあるにも関わらず、自分でエレベーターを使ってプラットホームに行けない。駅員さんが来るのを待って、駅員さんがエレベーターを操作するのを待って初めて行けるような、そういった必要以上の保護が必要ではありません。まった

く必要ではないわけです。私たちの出来ることを、まったく見抜けない。そして駅員さんが、いろいろとやってあげるといふ、こういったことが必要以上の保護といえると思います。

また、アメリカ社会でも、雇用においても大きな差別があるわけです。やはり雇用する側は、障害を持たない人を雇いたいといった意見の方がまだまだ強いわけです。このADAに基づきますと、こういった差別、除外はとにかく法律違反である、こういったことを禁止するとこの法律は言っているわけです。社会の中に、間違った行動であるとか行為、設備があれば、それととにかく修正して、障害を持っている人がアメリカの社会の中で自立をして、自分の尊厳を持って生きることが出来る社会にしなければならない、とこの法律は強くうたっています。

ですからこの法律が言っておりますことは、社会全体を変えるということであり、私たち障害を持っている人が地域の中で、障害を持たない人と全く同じような人権、権利を持つ、同じようなサービスを得る権利がある、同じようなアクセスがあるんだということをこの法律は言っております。同等なサービスを受ける権利、同等な企業側からのサービスを受ける権利、そのことをこの法律は強く言っているわけです。

この法律によると、障害を持たない人と同じようなことが出来る力が我々障害者にはある、社会の中のシステムを変え、改善すれば、そういった能力が我々にもあるということを前提にしてこの法律は書かれています。

ADAの対象となる機関

次に法律が具体的にあらゆる部門に分かれて

おりますが、1つ1つについてどういうことをADAが言っているのかお話していきます。この部門は、まず雇用、次に営利を目的としたほとんどの公共的設備、公共サービス、交通、電信電話、通信、これらの部門においてADAがいろいろと詳しく述べているわけです。

具体的な部分に触れる前に、ADAの対象となる機関、ADAを守らなければいけない機関とはどういう機関なのか。また、ADAの中において障害者の意味からくわしく説明していきたいと思えます。

まず、このADAが対象となる機関は、とにかくあらゆる機関、私的な機関、公的な機関あらゆる部分において差別を禁止しているわけです。私的、公的機関というのは、行政も含めた機関、バス、電車の機関、またはあらゆるタイプの事業所、あらゆるタイプの雇用主、こういうところは障害者を差別してはいけない、禁止する、とこの法律はいつているわけです。

ADAにおける障害者の定義

次にADAにおいて障害者の定義、障害者とは誰なのかについて説明します。

ADAによりますと障害者の定義を大きく3つにわけて説明しています。まず、障害者とは、身体的、精神的な障害があり、またその障害が日常的な行動になんらかの支障をきたすとみなされた場合、この人は障害者であると言えます。この日常的な行動とは、歩行、言語、呼吸、働くこと・仕事をする事、こういう4つの部門において何らかの支障があるとみなされた場合には、この人は障害者であると法律ではいつているわけです。この障害は短期的な障害ではな



く、長期にわたる身体的、精神的障害、またはそれが日常生活に支障をきたすという場合です。短期的などは、骨折とか、化膿とか、筋を痛めたとか、そういったものは障害ではない。単なる短期的な支障であると、この法律ではいつているわけです。

第2番目に、この法律の障害者の定義は、過去に障害があったという記録がある方、この方も、ADAによると障害者とみなされるわけです。たとえば、かつてガンの患者さんであり、現在は治療によってそれが完治し、日常的に何の支障もなく生活してられる方も、過去にガンがあったという記録があるわけですから、この方もこの法律に基づき障害者であるとみなされます。また、現在は何の支障もなく暮らしているが、過去に精神病的な障害があった方、そういった記録があればこの方もこの法律によりますと、障害者であるというふうにいわれております。

第3番目には、本人は何かあったとしても痛くも痒くも無い、そういった感覚がない、本人自身何ら日常的には支障がないとみなされた場合にも、ある状況によってはそういう人も障害者であるとの法律ではいつています。これも具体的な例をあげますと、たとえば顔にやけどの跡がある人がいたとします。その方本人には、

やけどの跡は痛くもかゆくもない、日常的に何ら支障がない。しかし、仕事を得るにあたって、雇用主、事業主の方が、そのやけどが理由で、そのやけどでは周りにいる人が不快感を得るとか、そういうことを想像して、雇用を拒否されれば、その方も、この法律に基づき障害者であるとみなされるわけです。

雇用における差別の禁止と、 仕事における適切な配慮

次にADAでは、雇用に関して具体的にどう言っているのかお話いたします。

まず、このADAですが、雇用主、企業側に15人以上のスタッフがいる場合、この法律を守らなければならないと言っています。この法律に基づきますと、事業主、雇用主が、障害を理由として障害者を雇用することを拒否したり、昇進することを拒否したりすることを禁止しています。雇用主、企業側が見なければいけないことは、障害を持った方の資格、技術、能力です。その方が持っている障害を理由にして、その人が仕事出来るかどうかを判断してはいけません。

雇用主、事業主が資格、技術、能力を認めて、障害を持っているこの本人を雇うと、実際の仕事の段階においてはいろいろと改善しなければならないことが出てくるわけです。たとえば、視覚障害者の方がここに会計士として雇われたとします。その方が日常読む書類であるとか、郵便物は会社側の責任において、すべて点字の書類にしなければならないと言っているのです。このADAに基づきますと、書類とか、郵便物、これを雇した側、企業側が責任を持って視覚障害者の方が使えるような点字物に変えていく

ということが、適切な配慮としてこの法律の中で強く言われております。このように雇った側は、適切な配慮をもしなければならない。そういう責任があると、そこまでこの法律は言っています。

この適切な配慮について、具体的な例をあげて説明したいと思います。例えば、会社の出入口に段差があった場合に会社側は責任をもってスロープをつけなければいけない。また車いすの障害者が使えるようなトイレに改造しなければならない。また、なかには仕事の時間を変更しなければならないというように障害者もいます。例えば、朝起きるときに介護人を使って起きると、なかなか9時に間にあうというのはその障害者は無理かと思えます。そういった場合、その障害者は9時ではなく10時、11時に出勤と、障害を持たない人より1時間、2時間遅らせた働く時間の変更、こういうこともこの法律では適切な配慮として認めなければいけないと言っております。

または、その仕事の内容が重要な部分でなければ、仕事の内容も変えなければならないと言っております。具体的には、例えばここに精神薄弱者でレストランで働こうという人がいたとします。仕事の内容、仕事の責任というものが、たとえば床を掃除すること、テーブルをきれいにすること、オーダーをとること、こういうことが仕事の内容だったとします。そうすると、精神障害のある人は、オーダーを取ること、オーダーをとっておつりをやりとりすること、そこまで出来なかった場合、この部分を削除して仕事の内容を変えるということも、適切な配慮としてADAによってしなければならないと言っているわけです。

ですから仕事の内容を変えとか、時間を変えとか、アメリカにおいては、労働組合の

中の契約事項の1つに入っているわけです。ですからこれを変えないということは、労働組合の契約に違反するということが言えると思います。これはもう法律で保証されているわけです。この仕事の内容を変えるということは、その人の1番大切な仕事の内容を変えるのではなく、してもしなくてもいいような仕事、そういう所を変えるわけです。例えば、会計士だとすると、会計士の仕事は、会計をすることが仕事ですから、その部分を変えないわけです。郵便物を下に取りに行く仕事とか、コピーをとること、そういうちょっとしたことが仕事だとします。それは会計士の本来の仕事ではありませんから、そういうあまり重要でないような仕事を改善して、重要な仕事をきちんとそのままにする、これが仕事の内容を変えるということなのです。

公共的設備 (パブリック・アコモデーション)

次に、営利を目的にしたほとんどの公共的設備（パブリック・アコモデーション）、この部分においてADAが何を言っているかを説明します。

公共的設備とは、あらゆる商売、あらゆるサービス、日常的にすべての人が毎日使っているサービス、この部分においてADAはいろいろと書いております。具体的には、ホテル、レストラン、ドライクリーニング、スーパーマーケット、学校、公園などが、この公共的設備に含まれると思います。こういう部門、公共的設備において、障害者を拒否したり、障害者に対してサービスを怠ったりすることを、この法律では禁止しているわけです。こういう差別、拒否、除外をなくするために、建物を障害者が使えるようなもの

のにしなければならない。今後新しく建設する建物は、障害者が使えるようなもの、今後新しく修繕をする建物、これも障害者が使えるようにしなければならない。この障害者というのは、とにかくあらゆる障害者、障害を持って車いすを使っている方々をも含んでおります。

また、すでに存在をしている建物もあります。修繕する計画もない建物、こういう建物にも、アクセシブルをすぐに取付けなさいということをこの法律は言っています。すでにある建物でなければならないアクセスというのは、たとえば、私たちは昨日西宮で講演をしました。会場に段がありました。しかしその段に、見た目にもちょっとしかお金が使われていないようなスロープがあったわけです。そのスロープは、急ではありましたが使うことはできました。そういうように、お金がそんなにかからない、すぐにでもできるような、簡易のアクセス、そういうものをすでにある建物には取付けなさいと、この法律は言っているわけです。

この部門では、建築物のみにアクセスにしなさいと言っているだけではありません。会社なり企業が地域にいろいろなサービスを与えます。そうしたサービスの内容も、障害者が使えるような内容でなければいけない、とこの法律は言っているわけです。建築物以外のこの内容とはどういったものかと言いますと、ここに手話通訳の方がおられます、またOHPに私の講演を筆記で書いておられる方がいます。こういったものとか、レストランに行きますとメニューがあります。そのメニューを点字にして、盲人の方にもわかっていただけるようにすると、こういった内容においてもアクセシブルにしなければならないとこの法律ではいっているのです。

公共サービスでの差別の禁止 交通機関における差別の禁止

次に、私、公共サービスにおきまして、この法律が何を言っているのか説明いたします。

この公共サービスというのは行政機関ですアメリカでは州や市とか県が地域の住民に与えておりますサービスについて、障害を持っているからという理由で、差別をするということ、サービスを与えないということをしてはいけなくなりました。また、行政が、先ほど言いましたリーズナブル・アコモデーション、適切な配慮ですね、こういった配慮も与えなければならない。行政が地域の住民に対して提供するサービス、

インフォメーション、こういうものもすべての障害者が使えるようなインフォメーション、サービスでなければならない。そう法律では言っているわけです。

次に、交通機関について法律が何を言っているのか、お伝えします。このADAは、公営、私営の機関においていろんなことを言っております。公営の交通機関というのは、市やアメリカの場合州で運営されている交通機関、バス、電車、地下鉄のサービスです。または私営の交通機関、これは観光バス、ホテルと空港を結ぶシャトルバス、リムジンバスなどをさします。

こういう公営、私営の交通機関において、障害者の差別を禁止するにあたっては、いろいろ交通機関がしなければならないことがあります。たとえば、今後新しく購入するバス、電車、そ

解説1 ADA「障害を持つアメリカ国民法」の成立

今回、マイケル・ウィンター、マーガレット・ジェイコブソンの両氏から報告される「障害をもつアメリカ国民法」(Americans with Disabilities Act=ADA)は、1990年7月13日に最終法案が米国議会下院を通過し、同7月26日にブッシュ大統領の署名によって発効したものです。

ADA全文より

この法の冒頭には、議会の検討結果が記されている。そこには、アメリカの現状として次のような状態があるとしています。

4300万人のアメリカ人が1つないし2つ以上の身体的あるいは精神的障害をもっており、この人数が人口全体が高齢化するにつれ増えている。

にもかかわらず、障害を持つ人々に対する差別は、依然として深刻で幅広く行きわたっている。例えば、就労、居住、公共施設、教育、輸送、通信、レクリエーション、公共サービスへのアクセスなどの重要な領域で差別が存在し続けている。

それは、人種、皮膚の色、性、出身国、宗教、年齢による差別を経験してきた人々と異なり、障害による差別を経験してきた人々は、そのような差別を正すための法的手段を持たないことがしばしばであった。

そこで、この法の目的には、つぎの4項目が掲げられている。

- (1)障害をもつ人々への差別の除去にたいする明確で包括的な、国としての命令を出すこと
- (2)障害をもつ人々に対する差別に焦点をあてた明確で強力な、継続的な、施行可能な基準を提供すること
- (3)障害をもつ人々のために、この法律で設定されている基準の施行に際し、連邦政府が中心的な役割を果たすことを保障すること
- (4)障害をもつ人々によって日々直面されている差別の主要な領域に焦点を当てるために、合衆国憲法修正第14条(法による平等保護)を施行し、取引を規制するための権限を認め、議会の権限を用いること

の他の交通機関においては、必ずあらゆる障害者が使えるような、設備の整った交通機関でなければならない、と言っております。これは、車いすに乗っている障害者も含んでおります。また、今後新しく修正される交通機関、ドアを新しくしようとか、エンジンを変えようとか、そういう交通機関も、まったく同じことがいえます。そういう機関も必ず障害者が乗れるような設備に、他の部分を修正するとき一緒に改善しなければならないと、この法律は言っているのです。

また、乗りものだけではなく、今度は新しく作る、又は修繕されるバスの停留所であるとか、電車の駅、そういう施設も、障害者が使えるようなアクセシブルな設備にしなければならないとこの法律は言っています。この法律に基づきますと、すでにある駅に関しては、この法律によって定められた特別の駅、重要な駅があるわけです。定められた重要な駅には、障害者が使えるような設備を備えていなければいけないとこの法律は言っています。

また、この交通の部門では、ここまでいろいろと改善をしても、どうしても、地域を走っている公営・私営の交通機関を使えないという重度な障害者がいるわけです。たとえば精神に障害があって、なおかつ身体にも障害がある重複の障害者である場合には、たとえ地域を走っている交通機関がアクセシブルであっても使えない場合があるわけです。そういうどうしても使えない方のために、公共の交通機関がその方が利用できるような特別な交通機関を作らなければならないと、この法律は言っています。このサービスがパラトランジットとか、特別な交通といわれています。これはどういうサービスかという、戸口から戸口へ、障害を持っている方の自宅から、障害を持っている方が行きたい

公園、デパートであるとか、直接戸口から戸口へという輸送のお手伝いをする、そういった特別なサービス、これも、公共の交通機関が提供しなければいけないとこの法律は言っています。

電信・電話・通信における リレーサービス

次に、電信、電話、通信、この部門において、どんなことを言っているのかお話しします。この法律に基づきますと、電話会社が普通の電話を使えない障害の方、聴覚障害者や言語に障害のある方、その方のためにリレーサービスというサービスを提供しなければならないとこの法律は言っています。このリレーサービスとは、どういうサービスかと言いますと、こちらに普通の電話器が使えない障害者がいます。向こうには普通の電話器で話をする人がいると、すると間に交換手を通して会話が可能だというようなものがリレーサービスなわけです。

アメリカでも、また全世界の障害者に対して、この法律は大変革新的な前進をしているといえます。はじめて障害をもった人々が、この法律により、人間的にあつかわれることができるようになり、障害をもたない人と同じような、まったく同じような平等な権利を得ることができたと言うことができると思います。

形は違ったものになると思いますが、私は心から、この日本でこの法律が実現できればいいと思っております。そうするために、アメリカで我々障害者が、一体何をしたのか、ということをよく考えて欲しいと思います。また、この法律は、このまま日本で受け入れることはできないと思いますが、どんな工夫をしていったら日本の社会の中で受け入れることができるか、

ということを考えて欲しいと思います。私たちが、この法律によって障害を持った人たちが、社会の中に貢献することができるということ、障害を持っている人も、社会の中の一員として普通にいるということを確認して欲しいと思

ます。このことによって、この社会が、もっともっとすばらしい社会になるということを私、心から確信しております。

皆さんの前で話ができたと心から感謝しています。本当にありがとうございました。

質 疑 応 答

1. 横浜のNさん

先ほどの講演で、15年位前に医者が障害児を殺したとという話がありました。このようなことは、日本でもまずないと思いますが、事実でしょうか。ADAを通すにあたって、政治家のリーダーはいたのでしょうか。いないとしたら、ロビー活動はしたのでしょうか。

○マイケルさん

そのような事実があり、記録にも残っています。法律的な面からマーガレットに補足して頂きたい。

この法律を通すために働きかけを強くしていった政治家はたくさんいますし、ブッシュ大統領の選挙運動の最中に、この法律が通った場合には署名をするという公約も確約しました。そのほかにしたことは、地域の障害者が地域をまとめていきました。地域から出ている政治家にADAを押ししてくれるように圧力をかけていった。そのような動きがあらゆる地域で起りました。

政治家の中でも、特に障害者の公民権法について理解のある方、または詳しい方にアプローチをしていって、ADAを推し進めるようお願いしました。家族に障害を持つ議員さんがた

くさんいます。そういった方にもアプローチをしていって、ADAをサポートするようにお願いをしました。具体的にあげますと、トム・ハーキン上院議員は大変協力的な政治家の一人でしたし、実際にこの法案を書いた一人でもあります。この方の家族には二人障害を持った方がいます。その方の兄は聴覚障害者であり、もう一人の兄弟は事故で頸損になられています。わたしは日本の国会議員と知りあう機会がありましたが、日本の国会議員の中にも本人が障害を持っておられるとか、障害を持つ家族がいる国会議員も少しずつ知り合いになっています。こういった政治家を使って世の中を変えようということは大変大事なことでと思います。

○マーガレットさん

裁判にもいくつかのケースがあります。障害をもって生まれた子がそのまま放置される、必要な治療が施されないで、結果的に死んでしまうというケースが裁判にも残っています。

ひとつのケースとしてダウン症の子が生まれて来ました。その子は心臓にも問題がありました。手術をすれば心臓のトラブルがなくなることは明らかだったのですが、その親は手術をしなくてもいいという判断を下しました。そういったいろいろな裁判のケースがありまして、裁判所が出した答えはいろいろ異なっています。

ある裁判所の裁判官の命令は親が障害をもって生まれてきた子どもに医療的な治療を施すのか、施さないのかは、親に決める権利があるとしたものもあるし、また、それは子どもの権利である、医療を受けるのは親がどう思おうと、子どもが持っている基本的権利であるという判断を下した裁判所もあります。

2. きょうの会のSさん

ADAに対する一般市民の反応、例えば企業の経営者とか直接利害が対立するような人の反応を含めて伺いたい。

○マイケルさん

これが法律化される前、多くの人々、多くの企業、多くの団体は、障害者がまさかこれほどまでにやるとは考えていませんでした。こういったものが実現するとは思っていませんでした。これが現実化して大変驚きをもって受け入れられました。ADAがパスして、これを規則にして実施しなければなりません。どういう規則にするか、どう実施するのかとい点で、もめているというか、そういう反応があります。

3. FLCのKさん

カリフォルニア州ではADAが成立する20年ほど前から、アクセスを保障する法律があったと聞いています。日本では仮りに路線バスにリフトが付いてバスに乗れるようになったとしても、障害を持たない人は1分の時間もむだにしたくないという風潮が強く、我々が時間をかけて利用することに拒否反応を起すことを危惧しています。カリフォルニア州ではそういう風潮はなかったのでしょうか。もしあったとしたら、どのような働きかけで解決していったのか、

お聞きしたい。

○マイケルさん

まず、我々障害者もバスに乗る同じ権利があるのだと、地域を教育していくことが大切だと思います。2番目も簡単明瞭、法律でそうなっています。信号が赤だったら止まらなければいけないのと同じように、バスに障害者が乗るといことは、周りの人の好き嫌いに係りなく、法律を守らなくてはいけないということです。

4. 骨形成不全友の会・Oさん

わたしの会の会員のほとんどは子どもです。子どもはなかなか権利を意識することができません。わたしは義務教育の間ずっと親子セットで学校に待機しておりました。高校もそれぞれに近い状態です。友人たちもほぼ同じです。そういうサービスをアメリカの場合はどこが担っているのか、なぜ担うことができるのか、それが人権なのかというところの発想を聞かせてほしい。

○マーガレットさん

本題に入る前に、地域で活動している障害を持っている方が、障害を持っているお子さんの親・家族と一緒にになって教育のシステムを変えていく運動を進めていく、親だけではなく、その地域の障害者も含んで、あらゆる人が一緒になって運動を進めていくことが大変大事だと思います。こういったこともアメリカにおいてなされたことです。

アメリカには連邦政府の法律で、教育法があります。この法律は障害を持っている子は障害を持っていない子と同じように、一緒に地域の公共の学校に通って、まったく同じ教育を受ける権利があるといっています。教育機関は障害を持つ子がまったく同じ教育・権利を得られる

ような適切なサービス、援助を与えなければならぬともいっています。

障害を持った子が、学校に入る前に、その子が学校においてどういうサービス・配慮が必要なのかという学校側の診断がされます。例えばその子が学校にいる間に介護人が必要だったとすると、その介護人を学校が責任をもって提供しなければなりません。

アメリカでは親が学校に行って、学校にいる間、親がその子の面倒を見るということはまったくありません。これは法律で、学校の中では学校側が介護人のお金も出して介護人を提供しなければならない、それによって障害を持つ子が障害を持たない子どもと同じ教育を得る権利があると言っているわけです。

5. 青い芝の会・Kさん

アメリカの大都会の中で、脳性マヒのような全身性の障害を持った人たちが見当らなかった。それらの人たちがどういう生活をしているか。働く機会を奪われている障害者の生活保障はアメリカではどのように保障されていますか。私達青い芝の会としては30数年の運動の中で一貫して障害が有るがままを認めて欲しいと言ってきました。そういったものがアメリカで認められているのか。以上3点についてお聞きしたい。

○マーガレットさん

ぜひまたアメリカに来て下さい。そうしたら私やマイケルがそういった方を紹介して、お話して頂きたいと思います。そういった方がアメリカでは実際に地域の中で住んでおられます。アメリカでは連邦法によって、大変重度の障害者の方々も地域の中でサービスを受ける権利、サービスを受けながら自立する権利がある、そ

うしなければいけない、障害を持たない人と同じような状態で生活を出来るようにすることが保障されています。

大変重度な全身性障害者の方、CPの方が地域の中で自立をしながら生活をしています。私もそういった障害を持っているお友達がいます。一人の方はコンピューターのプログラマーでサンフランシスコの大変大きな銀行で働いていますし、もう一人の方はお子さんをもって育てています。私やマイケル、敦子と同じように地域の中で生活をしています。もちろん、そういった方々は、必要であれば介護人を使って生活していますし、また、他のサービスが必要であれば、そのようなサービスを受けながら、障害を持たない人とまったく同じように地域の中で自立をしながら生活しています。

アメリカにももちろん経済的保障はありますが、その保障の前に言いたいことがあります。それは、働けないとみなされるような障害者でも本当は働けるわけです。適切な援助とか、ADAの中で強くいっておりました雇用主が適切な配慮を施したり、適切なサポートをしたりすれば、働ける障害者がたくさんいます。

地域の中で自立をして生活をするためにいろいろな経済的な保障があります。例えば、収入に代わるもの、毎日の生活に必要なお金が政府の方から支給されたり、具体的には介護人のお金とか、健康保険制度、お医者さんの医療をただで受けられるサービスとか、住宅の家賃も行政に負担してもらうなどの経済的な保障がなされています。大変重度な精神薄弱者とか、精神に障害があるとともに身体的にも障害を持つ、重複の大変重度な障害者の場合には、例えばグループホームに入って自立をするとか、24時間の介護人が必要である場合には、グループホームに入るための費用とか、24時間介護人のた

めのお金が連邦政府の法律で保障され、支給されるということもあります。

○マイケルさん

あるがまますを認めるというのはまったくその通りだと思います。それはADAの一番基本的な部分で、障害というもの全てをあるがままに、社会に認めさせる（ことが根底にあります）。

障害を持っている自分を変えて社会の中に受け入れられるということが歴史的に行われてきたわけですが、ADAの基本的な概念は、変えた自分が社会の中に受け入れられるのではなく、自分にあてはまるように社会を変えていくということだと思います。

資料 「障害者に対する差別は法を犯すことだ」アメリカ労働総同盟 (AFL-CIO)

“1990年障害を持つアメリカ人法 (ADA) は、職業を持っている、あるいは探している障害者に前例のない尊敬と機会を与える。1964年公民権法が、組織労働者に仕事上の差別と闘う有力な武器を与えたように、ADAは障害者に遅ればせながら仕事の機会をこじ拡げるレバールの役を与える。このパンフレットはAFL-CIO公民権委員会の第一弾にあたり、そのプロジェクトは組織労働者に障害の最大のメリットとなる新しい方法についての情報を与えるものである。”

Lenore Miller AFL-CIO公民権委員会会長

“AFL-CIOは、障害者が仕事上での威厳と尊敬をもってあつかわれる権利を、断固として支持する”

AFL-CIO代表 Lane Kirkland

1990年障害を持つアメリカ人法 (ADA) は、障害者の雇用、公共事業、公営私営輸送、公共設備、電気通信における差別を禁止している。

【障害者とは？】

次の状態の人

- 心身や精神に損傷があって生活のために活動の最低一つに実質的制限がある。
例) 身辺のことをする、手作業、歩く、見る、話す、歩く、
- がんや情緒障害から回復した人や精神薄弱などの障害を持つことで差別された人
- 糖尿病、てんかんのような、健康管理のもと

で制限された状態で生活している人
補聴器などをしているために制限があると誤解されている人、重度の火傷で大衆の否定的反応をおこすと雇用主が思い込んでいる状態にある人

【雇 用】

ADAは適切な設備のある無しにかかわらず基本的な業務目的を達せられる人であれば、障害と認められた人々であっても雇用差別される事を禁ずる。しかし、雇用主は、経営に支障をきたすようなら、その設備をほどこす必要はない。例外：麻薬の不法使用者はこの法によっては守られない。(麻薬の不法使用で障害者になった場合、ADAはあてはまらない)

【“適切な設備”とは何か？】

障害者が仕事をしやすいような設備、例えば、備品や装置の購入や改造、試験方法の改良、マニュアルの変更、資格のある読み手(盲人用)や通訳(手話)、仕事内容の再編成(パートや内容の変更、空いている職種への異動)

【“過度の困難”とは何か？】

雇用主は経営上過度の困難に陥る程の設備をする必要はない。その困難とは、大変なむずかしさと出費を伴う行為を意味する。例えば、必要な設備の性質と費用、会社の資本量、社員数、設備の与える会社の全体への影響、会社の設備の数、タイプ、場所、労働力の構成や構造および機能

【業務の“基本的内容”とは

どのように決定されるか？】

経営者が決定する、業務内容が書かれたものがあれば、それを面接時に示すべきで、業務の基本的内容を明白なものとしておかなければならない。

【ADAが特に禁ずること：】

- 障害があることが、求職者や従業員に不利益となるような制限・分類・隔離
- 正当な求職志願者や従業員に対して障害があることを理由にある種の契約関係を結ぶこと、これは金銭給付以外の給付や、研修及び見習いのプログラムを含む。
- 特別な困難を伴う場合は別として、障害者に対して適切な仕事上の設備をしないという事
- 特別な設備を必要とするからという理由で、その仕事に対して資格のある障害者に対して均等な仕事の機会を与えない事
- 直接仕事に結びつく場合は別として、障害者をテストや他の基準に従って選抜したり、分類したりする事

【どのような雇用主がADAに従うべきか？】

1964年公民権法タイトル7に定めたすべての雇用主と労働組合

1992年7月26日までは、従業員25名以上の雇用主が従わなければならない。1994年7月26日までは、従業員15名以上の雇用主が従わなければならない。

【雇用主は障害を認定するのに

医学的検査を求められるか？】

もし雇用された人全員が受ける検査なら、雇用主は採用（通知）後に受けることを要求できる。医学的記録は別のファイルに秘密に保管される必要がある。

雇用主は就職志願者に対して、障害の有無を聞いてはいけない。しかし雇用主は従業員や志願者に関係した機能が出来るかを聞いてもよい。

【仕事を供給する事に対する他の事】

○雇用主は、保健・ヒューマンサービス省で定められた法定伝染病の従業員を、もし適切な設備をほどこしても危険が避けられない場合には、食品関係の仕事から移動させてよい。

○ADAは州や国や地域の食品関係の法律を侵略出来ない。それらの法律は適切な設備をする事によっても排除できない人々の健康や安全に対する大きなリスクから人々の健康を守るようにつくられているからである。

○ADAは不法な麻薬（使用者に対する）検査に関する適切な政策をさまたげない。

【公共サービス】

ADAは、州政府が地域自治体で提供する公共事業やプログラムで障害が差別する事を禁ずる。1992年1月26日をもってそれらのプログラム、事業活動に適用される。

【ADAの公私営に与える影響は？】

障害者が州、地方、民間の公共輸送において差別されることを禁ずる。バスや列車や駅では車椅子利用者を含めて障害者が入りやすく又、利用しやすくなければならない。

法に従う期限は設備によって種々だが、1995年7月26日までに高速鉄道、軽便鉄道、市内や通勤線では車椅子利用者も含めた障害者のために最低一輛を用意しなければならない。

【公共の設備】

1992年1月26日をもって障害者が公共の設備を利用する事に対して差別されることを禁ずる。

【どういう設備か？】

営利を目的としたほとんどの公共設備。それらは、下記も含む。

宿泊施設：所有者がそこに住んでいるとか貸部屋が5つ以下のものは除く。

飲食や集会の場所（講堂、映画館、会議場）、コインランドリーや銀行、医者や弁護士事務所などのサービス業の施設。パン屋、八百屋、洋品屋などの商店。保育所や学校などの教育施設。

1993年1月以降に建てられる公的な法にかな

う詳しい設計が必要。

昇進、資格や免許所得のための試験やコースを設置する機関は障害者が受けやすい場所、様式、それにかわるものを用意する必要がある。

【電気通信】

聴力障害や言語障害の人々が電気通信を利用できるように要請する。

電話会社では、1993年7月26日までに電気通信リレーサービスをしなければならない。

難聴者音声を使用しない端末機（受信機）を連邦政府がスポンサーになっているテレビ番組に特定な人が利用できる字幕をつける。

連邦コミュニケーション委員会（FCC）はこれらの方法を奨励する。

【その他】

ADAはこの法に反した者を違法と見なし、罰金を科し、公表し、その者に対して助言をしたり実際に介入したりする。

解説2 ADAに至る障害者関連立法の経過 1

ADAは、その中で、全ての領域についての差別撤廃に触れているかという点、そうではありません。これまでの障害者関連立法で落ちていたもの、不足していたものについては規定しているのであって、ADAに至る立法の経過全体を見ないと正しい理解は得られません。ここにその主なものを上げてみました。

【1960年代】

雇用、居住地選択、教育、住宅などにおいて、人種、皮膚の色、宗教、出身などに基づく差別を禁止している。この法は、その後の人権保障政策の基盤であるが、公共施設、雇用、住宅の項目では、その対象範囲から障害者が除外されている。

1968年 建築物障害除去法

連邦政府の補助を受ける建物は、障害者が利用できる障壁を除去するよう、設計、建築することを義務づける。

【1970年代】

1970年 都市公共公通法修正

障害者や老人も都市大量交通機関を使用する権利があることを規定している。

1973年 リハビリテーション法改正

連邦政府と一定の契約高をもつ企業や、教育、福祉、医療、住宅などの公的諸機関と事業、及びバス、列車などの公共輸送機関における障害を理由とした差別が禁止される。

1975年 全障害児教育法

全ての障害を持つ児童が自由で適切な公教育を利用できることを保障している。1973リハ法とともに、統合教育を中心に充実した教育機会を提供してきた。

1975年 発達障害者や援助及び人権法

発達障害をもつ人々が制限を受けない状況の中で、諸サービスを利用する権利をもっていることを明示している。

1978年 リハビリテーション法改正

解除の必要な重度の障害者の社会参加の促進と人権擁護を掲げたりハ法の改正である。第7章では、地域での自立生活に向かうための総合的サービスを保障している。これによって、自立生活センターの設立が盛んに行われるようになった。

【1980年代】

1980年 公民権委員会修正法

委員会の権限を障害に基づく差別に対する保護にまで拡大した。

1980年 施設入所者に関する公民権法

施設に入所している障害者にも公民権法の適用がなされる。

1982年 投票権修正法

1984年 老人及び障害者のための投票アクセシビリティ法

投票権を行使する上で援助の必要な障害者に、援助を与える、及び投票場所のアクセス化が規

定される。

1986年 精神病をもつ人々のための保護権利擁護法

精神病をもつ人々の諸権利を保護し、擁護するように企画された公的システムを確立し、管理運営することを指示している。

1988年 公民権回復法修正

レーガン政権が掲げた「小さな政府」のもとで連邦政府の補助金の削減、縮小の措置によって人権保障政策が停滞したり、司法による障害者の公民権制約の判決も多く出された。しかし、この法によって、政府からの財政的援助を受ける全ての施設、機関に、人種、皮膚の色、出身

国、性、障害、あるいは年齢に基づいた差別を禁止することが再確認され、障害者の公民権回復に寄与した。

1988年 公正住宅修正法

障害を理由にとした住宅賃貸などにおける差別の禁止、本人の費用負担によってアクセスのための住宅内部の改造の許可、4ユニット以上の多世帯集合住宅の新築の際における入口、トイレ等基本的な設備のアクセス化の義務づけ、などが規定されている。

以上のような個別立法を踏まえた上で、今回の包括的な差別撤廃をめざすADAが生まれてきた。

1991年6月25日

自治研かながわ月報第29号(1991年6月号, 通算93号)

発行所 社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人 横山桂次 編集人 上林得郎 定価1部 500円
〒232 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
☎ 045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
振替口座 労働金庫本店 1365-1195174 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000円、賛助会員月 500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。